

V 稅務機構等

- 1 稅務機構・職員數
- 2 事務分掌
- 3 電子計算業務狀況

1 税務機構・職員数

(R4. 4. 1現在)

部	課	係	男	女	計	
財 務 部	税 務 監		1	0	1	
	税 制 課	課 長、課 長 補 佐	1	0	1	
		グ ル ー プ 制	3	3	6	
		計	5	3	8	
	市 民 税 課	課 長、課 長 補 佐	2	0	2	
		管 理・証 明 係	1	3	4	
		法 人・諸 税 係	4	7	11	
		特 別 徴 収 係	7	3	10	
		市 民 税 第 1 係	5	5	10	
		市 民 税 第 2 係	3	6	9	
		市 民 税 第 3 係	5	3	8	
		市 民 税 第 4 係	3	4	7	
		計	30	31	61	
	資 産 税 課	課 長、課 長 補 佐	2	0	2	
		企 画 グ ル ー プ	11	2	13	
		管 理 係	4	2	6	
		土 地 係	4	7	11	
		家 屋 第 1 係	5	4	9	
		家 屋 第 2 係	5	4	9	
		償 却 資 産 係	4	1	5	
		資産税第1分室	土 地 係	5	4	9
			家 屋 係	10	3	13
		資産税第2分室	土 地 係	3	3	6
			家 屋 係	7	0	7
		計	60	30	90	
		納 税 課	課 長、課 長 補 佐	2	1	3
	納 税 推 進 グ ル ー プ		6	2	8	
	納 税 グ ル ー プ		7	5	12	
	特 別 滞 納 整 理 グ ル ー プ		4	3	7	
管 理 係	4		4	8		
収 納 係	6		4	10		
債 権 管 理 室	1		1	2		
計	30		20	50		
合 計			125	84	209	

2 事務分掌

税制課

- (1) 税務事務の総括及び総合調整に関する事項
- (2) 税務事務に係る予算及び決算の総括に関する事項
- (3) 市税等に係る統計の総括に関する事項
- (4) 税務事務及び税制の企画、調査及び研究の総括に関する事項
- (5) 市税関係例規の立案の総括に関する事項
- (6) 地方譲与税、利子割交付金、自動車取得税交付金等に関する事項
- (7) 国有提供施設等所在市町村助成金に関する事項
- (8) 固定資産評価審査委員会に関する事項
- (9) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

市民税課

- (1) 個人の市民税及び県民税に係る事務の総括及び総合調整に関する事項
- (2) 個人の市民税及び県民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (3) 個人の市民税及び県民税の調定並びに個人の県民税の徴収取扱委託金に関する事項
- (4) 法人の市民税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (5) 軽自動車税の調査、賦課、課税台帳等の管理及び総合調整に関する事項
- (6) 原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識の交付等に関する事項
- (7) 市たばこ税、鉱産税、入湯税及び事業所税の調査、賦課及び課税台帳等の管理に関する事項
- (8) 市税に係る諸証明及び公図副本の閲覧(以下「市税証明等」という。)に関する事項
- (9) 市税証明等に係る事務の企画、指導及び総括に関する事項
- (10) 市税証明等に係る手数料の徴収に関する事項
- (11) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く）

資産税課

- (1) 固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）の賦課に関する事項
- (2) 固定資産の調査及び評価に関する事項
- (3) 固定資産税等の賦課及び固定資産の評価に係る企画及び調整に関する事項
- (4) 固定資産税等の調定並びに課税台帳及び名寄帳の管理に関する事項
- (5) 国有資産等所在市町村交付金に関する事項
- (6) 特別土地保有税の賦課，調定及び課税台帳の管理に関する事項
- (7) 資産税第1分室及び資産税第2分室（以下「資産税分室」という。）に関する事項
- (8) 公図副本の管理及び閲覧に関する事項
- (9) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課及び資産税分室の所管する事務に係る裁決を除く。）

資産税分室

- (1) 固定資産税等(償却資産を除く。)の賦課に関する事項
- (2) 固定資産(償却資産を除く。)の調査及び評価に関する事項
- (3) 公図副本の管理に関する事項
- (4) 市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に関する事項
- (5) 市税証明等（固定資産に係る一部のものに限る。）に係る手数料の徴収に関する事項

納 税 課

- (1) 市税等の収納管理，還付及び充当に関する事項
- (2) 市税等の督促に関する事項
- (3) 市税等の収納事務に係る企画及び調整に関する事項
- (4) 市税等の滞納処分に関する事項
- (5) 市税等の納税の猶予に関する事項
- (6) 差押財産の公売に関する事項
- (7) 市税等の徴収の嘱託及び受託に関する事項
- (8) 市の債権の適正管理に係る企画，支援等の総合調整に関する事項
- (9) 税務事務に係る審査請求等に関する事項（課の所管する事務に係る裁決を除く。）

3 電子計算業務状況

(R4. 4. 1現在)

業務 税目	賦課 当年 初	各種 申告 処理	e L T A X 申 告 処 理	調 定 書	課 税 状 況	概 要 調 書	法 人 税 割 に 関 す る 調 書	交 付 税 資 料	税 収 納 オ ン ラ イ ン	口 座 振 替	収 納 日 計 表	検 索 証 明 事 務 オ ン ラ イ ン	税 収 納 支 援
市 民 税 個 人 普 徴 特 徴	S41 (S63)	S52 (S63)		S41 (S63)	S41 (S63)				S57 (S63)	S52 (S63)	(S63)	(S63)	(S63) (H11)
市 民 税 法 人		S53 (S62)	H20	S53 (S62)			S53 (S62)	S53 (S62)			(S62)	(S63)	(S63) (H11)
軽 自 動 車 税	S47 (S62)	S47 (S62)		S48 (S62)					S57 (S62)		S53 (S62)	(S63)	(S63) (H11)
事 業 所 税			H20 (H16)						(S62)		(S63)	(S63)	(H11)
固 定 資 産 税 都 市 計 画 税 土 地 ・ 家 屋	S42 (S63)	S42 (S63)		S42 (S63)	S42 (S63)	S42 (S63)			S57 (S63)	S52 (S63)	S53 (S63)	S59 (S63)	(S63) (H11)
固 定 資 産 税 償 却	S48 (S63)	S48 (S63)	H20	S48 (S63)	S48 (S63)	S48 (S63)			S57 (S63)	S52 (S63)	S53 (S63)		

(注) 数字は委託開始年度。() 中は自己処理開始年度。